

十島村人事行政の運営等の状況の公表について

十島村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、十島村の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用状況 (単位人)

区 分	平成 26 年度中	平成 25 年度中
一般行政職	3	2
医 療 職	4	1
合 計	7	3

(2)事由別退職状況 (単位人)

	平成 26 年度中				平成 25 年度中			
	定年	勸奨	その 他	小計	定年	勸奨	その 他	小計
一般行政職	1		2	3			2	2
医 療 職			2	2			1	1
技能労務職								
合 計	1		4	5			3	3

(注)その他には、自己都合退職及び懲戒免職を含みます。

(3)部門別職員数の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在) (単位人)

区 分	職員数		対前年度増減数	主な増減理由
	平成 27 年度	平成 26 年度		
一般行政部門	33	31		
特別行政部門	3	3		
公営企業等 会計部門	21	21		
条例定数	66	66		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(平成 26 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成 27 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 25 年度の 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
665	4,168,671	75,831	363,744	8.7	8.8

(2)職員給与費の状況(平成 26 年度普通会計決算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
31	96,010	43,541	14,309	153,860	4,963

(3)職員の初任給の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		十島村		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一 般 行 政 職	大学卒	174,200 円	186,100 円	174,200 円	186,100 円
	高校卒	142,100 円	150,500 円	142,100 円	150,500 円

(4)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
十島村	35.6 歳	260,000 円	348,538 円
国	43.5 歳	334,283 円	-

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 27 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(5)一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長又は参事	1人	4.0%
5級	課長又は参事	5人	19.0%
4級	室長又は特に高度の知識経験を必要とする主幹	4人	15.0%
3級	主査又は主幹の職務	2人	8.0%
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事(技師)の職務	7人	27.0%
1級	主事補(技師補)又は定期的な業務を行う主事(技師)	7人	27.0%

(注) 1 十島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(6)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	235,700円	307,300円	367,000円	405,264円
	高校卒	214,500円	230,200円	365,000円	374,500円

(注) .20年高卒の欄に関しては、該当職員がいないため、直近の勤続年数職員の数字を採用している。

(7)職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当(平成27年4月1日現在)

区分	十島村			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.6月分	1.225月分	1.375月分	2.6月分
勤勉手当	0.75月分	0.75月分	1.5月分	0.75月分	0.75月分	1.5月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

② 退職手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

十島村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	27.405 月分	勤続 20 年	20.455 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分

③ 特殊勤務手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成 26 年度決算)		22,929 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 26 年度決算)		790,688 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成 26 年度)		50.9%	
手当の種類(手当数)		12 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	診療所	伝染病処理作業	日額 400 円
乗船手当	船員	乗船につき	1 回 650~1,000 円
荷役手当	船員	船内荷役	1t 当たり 600 円
機関部手当	船員(機関部)	機関部職	月額 2,000 円
航海管理手当	船員	航海管理者	月額 40,000~10,000 円
保健活動手当	保健師	保健業務	日額 1,000 円
看護手当	看護師	看護業務	月額 40,000~75,000 円
医師手当	診療所医師	医療に関する調査研究	月額 200,000 円
入梁手当	船員	入梁期間作業従事	日額 1,700 円~2,000 円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	住民課 診療所	行旅病人及び行旅死亡人の 保護移送、収容	保護移送→日額 400 円 収容→日額 800 円
海事職手当	船員	船員法の最低賃金を下回る職員に支給	月額 20,000 円以内

地籍調査手当	地籍調査係	地籍調査従事	月額 10,000 円以内
--------	-------	--------	---------------

④ 時間外勤務手当

支給実績(平成 26 年度決算)	16,167 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 26 年度決算)	344 千円
支給実績(平成 25 年度決算)	14,732 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 25 年度決算)	368 千円

⑤ その他の手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額 13,000 円 ・配偶者以外 2人までそれぞれ月額 6,000 円(共働きの場合の 1 人目 6,500 円、配偶者がいない場合の 1 人目 11,000 円)、3 人目以降それぞれ月額 5,000 円 ・満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき月額 5,000 円加算 	同じ	9,610 千円	266,945 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 家賃 12,000 円～23,000 円→(家賃額-12,000 円) 家賃 23,000 円～55,000 円未満→(家賃-23,000 円)×1/2+11,000 円 家賃 55,000 円以上→27,000 円 	同じ	3,942 千円	303,231 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用 限度額 月額 55,000 円 ・交通用具使用 限度額 月額 24,500 円 	同じ	1,984 千円	90,162 円

管理職手当	6級課長 51,108円 6級会計管理者 46,849円 5級課長 48,444円 5級会計管理者 44,407円 4級課長 46,944円 4級会計管理者 43,032円	同じ	3,484千円	580,650円
宿日直手当	1回 4,000円	異なる	1,348千円	96,286円

⑥ 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	村長	651,100円	(参考)類似団体における最高/最低額 828,000円/435,600円
	副村長	545,400円	667,000円/421,500円
報酬	議長	270,160円	316,000円/171,100円
	副議長	222,640円	251,000円/119,000円
	議員	202,400円	230,000円/100,000円
期末手当	村長	(平成26年度支給割合) 3.1月分	
	副村長	(平成26年度支給割合) 3.1月分	
退職手当	村長	(算定方式)	(支給時期)
	副村長	勤続期間1年につき500/100	各任期ごと
		勤続期間1年につき280/100	各任期ごと

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

① 職員の勤務時間(平成27年4月1日現在)

週の勤務時間	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分
1日の勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時～13時
週休日	土曜日及び日曜日

休日	国民の祝日に関する法律に規定する 休日、年末年始(12/29～1/3)
----	--

(注)勤務部署によっては、勤務時間の開始時刻・終了時刻、休憩時間、
休息時間、週休日等が異なります。

② 職員の休暇制度(平成 27 年 4 月 1 日現在)

事 由	概要
年次有給休暇	一の年度において 20 日(20 日を限度に前年分の残日数を繰越可)
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇(連続する 90 日 まで)
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により職員 が勤務しないことが相当ある場合の休暇
介護休暇(無給)	家族等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合に介 護をするための休暇(連続する 6 月間まで)
総合休暇(無給)	登録された職員団体又はその上部団体の機関の構成員としてその業務に従 事するための休暇(1 の年度で 30 日まで)
育児休業(無給)	現に 3 歳に満たない子を養育し、当該子が 3 歳に達するまでの期間、養育の ため休業することができる制度
部分休業(無給)	現に 3 歳に満たない子を養育し、当該子が 3 歳に達するまでの期間、養育の ため正規の勤務時間の始め又は終わりに、1 日を通じて 2 時間以内で部分的 に休業する事ができる制度

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

(単位人)

免職	降任	降給	休職
0	0	0	0

(2)懲戒処分の状況

(単位人)

免職	停職	減給	戒告
1	0	1	2

5 職員のサービスの状況

区 分	内 容
サービスの根本基準	全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては全力を挙げてこれに専念しなければならないという基本原則を定める。
サービスの宣誓	職員はサービスの宣誓を行わなければならない。
法令及び上司の命令に従う義務	職員は職務遂行に当って法令、条例、規則等に従い、かつ上司の命令に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員はその職の信用を傷つけ、あるいは、職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職員は在職中、退職後を問わず職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用いるべき義務を負っている。
政治的行為の制限	全体の奉仕者として職員は一等一派に偏せず政治的中立を保つことが要請されており、政治的行為が制限される。
争議行為等の制限	全体の奉仕者として職員は地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して争議行為等を行ってはならない
営利企業等の従事制限	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営んだり、その役員となったりすること等ができない。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の状況 (単位人)

研 修 内 容	修了人員
一 般 職 員 研 修	16
地 方 自 治 研 修	0
管 理 監 督 者 研 修	0
法 制 入 門 研 修	3
土 木 技 術 職 員 研 修	0

(2)勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、年1回の昇給時期に職務遂行能力などを評定し、昇任、昇格、人事異動の際の資料としている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の状況 (単位人)

区 分	受信者数
定期健康診断	36
人間ドック	16

(2)共済組合事業の状況

区 分	内 容 等
短期給付事業	職員やその扶養親族の公務外の病気・ケガ等に対し、療養の給付等を行う。
長期給付事業	年金給付等を行う。
福祉事業	資金の貸付け、保健事業、貯金事業等、職員やその扶養親族の福祉と健康の増進を図るための事業を行う。

8 公平委員会の業務の状況

区 分	件 数
(1)勤務条件に関する措置の要求の状況	0
(2)不利益処分に関する不服申立ての状況	0

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

行政職給料表(一)一般行政職

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補(技師補)の職務 2 定型的な業務を行う主事(技師)の職務	6	23	主事補	2	12	47	主事級
				主事	4			
				計	6			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事(技師)の職務	6	23	主事	6			
				計	6			
3級	1 主査の職務 2 主幹の職務	4	15	主査	4	4	15	主査級
				主幹	0			
				計	4			
4級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主幹の職務 2 室長の職務 3 会計管理者の職務	4	15	主幹	0	4	15	室長級
				室長	3			
				会計管理者	1			
				計	4			
5級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う会計管理者の職務 3 課長の職務	5	20	参事	1	6	23	課長級
				会計管理者	0			
				課長	4			
				計	5			
6級	1 困難な業務を行う参事の職務 2 総務課長の職務 3 困難な業務を行う課長の職務	1	4	参事	0			
				総務課長	1			
				課長	0			
				計	1			

行政職給料表(一)船舶職

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 航海士補、機関士補、甲板員補の職務 2 定型的な業務を行う航海士、機関士、甲板員の職務	1	5	航海士補	0	1	5	主事級
				機関士補	1			
				甲板員補	0			
				航海士	0			
				機関士	0			
				甲板員	0			
				計	1			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士、機関士、甲板員の職務	0	0	航海士	0			
				機関士	0			
				甲板員	0			
				計	0			
3級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士、機関士、甲板員の職務 2 一等航海士、一等機関士の職務	9	47	航海士	3	9	47	主査級
				機関士	1			
				甲板員	3			
				一等航海士	1			
				一等機関士	1			
				計	9			
4級	1 困難な業務を処理する甲板員、一等航海士、一等機関士の職務 2 甲板長の職務	6	32	甲板員	1	6	32	室長級
				一等航海士	1			
				一等機関士	3			
				甲板長	1			
				計	6			
5級	1 特に困難な業務を処理する一等航海士の職務 2 機関長の職務	2	11	一等航海士	1	3	16	課長級
				機関長	1			
				計	2			
6級	船長の職務	1	5	船長	1			
				計	1			